



令和 8 年 3 月 30 日  
設楽ダム関連活動実行協議会

## 設楽ダムを活用した社会実験を行う事業者を募集します

～ダムを活用した楽しいイベントをやってみませんか？～

この度、設楽ダム建設や地域資源を活用・連携し、設楽町及び東三河地域の発展に寄与することを目的とする「設楽ダム関連活動実行協議会」を設立しました。

本協議会第 1 弾の取り組みとして、設楽ダムの工事現場および設楽ダムを含めた周辺エリアにおいて、民間事業者の柔軟な発想とノウハウを活用したイベントを開催するため、社会実験を実施する事業者を募集します。興味のある事業者の皆様は、事前相談も受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

### ◆社会実験の内容

- ・ 設楽ダムの建設中の工事現場や、設楽ダム周辺エリアを活用したイベント等（別紙-1「取組事例」を参照）
- ・ 社会実験の詳細については、別紙-2「設楽ダム利活用に関する社会実験 民間事業者 公募要領」を参照ください。
- ・ 公募に向けた事前相談やご不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

### ◆公募に関するスケジュール

- ・ 公 募 開 始 日：2026 年 4 月 1 日～
- ・ 社会実験実施期間：2026 年 4 月から 2035 年 3 月まで

### ◆設楽ダム関連活動実行協議会について

- ・ 詳細については別紙-3「設楽ダム関連活動実行協議会規約」を参照ください。

### 【問い合わせ先】

（設楽ダム関連活動実行協議会 事務局）

国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所

担当：副所長 平野、調査課長 石黒

電話：0536-62-1292（調査課直通）

Email：cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp

■事例①：設楽ダム建設中の工事現場を活用したイベント

アウトドアカレッジ×遊べる建設企業展



- ・グリーンスローモビリティを工事現場内で走行させた。グリーンスローモビリティの紹介と工事現場内利用を検討。

- ・トンネルの壁面を利用し、企業紹介動画を放映。

- ・地元産の食材を利用した料理の提供。  
(写真は地元産お米を使った五平餅)

実施日：R7.9.27 (土)  
参加者：約1400名  
備考：町内、町外の住民が参加

■事例②：設楽ダム周辺エリアを活用したイベント

設楽夜市



実施日：R7.7.26 (土)、R7.11.29 (土)  
参加者：約700名、約600名  
備考：主に町内の住民が参加

・地域住民の交流の場を創出

■事例③：設楽ダム周辺エリアを活用したイベント

設楽ワールドクラシックカーラリーフェスティバル 2025



・展示する車は国内外のクラシックカーやネオクラシックカーで海外車はイギリス、ドイツ、イタリア、アメリカ、フランスの車。



・設楽町の持つ美しい山並みを走って体感できるラリールートにすることでツーリングの聖地を目指すフェスティバル



・一部の車両は町内を回遊するラリー形式の走行を行った。

実施日：R7.11.30（土）  
参加者：約1000人  
クラシックカー：90台  
備考：町内、町外の住民が参加

## 設楽ダム利活用に関する社会実験 民間事業者 公募要領

### 1. 公募の目的

本公募は、設楽ダム関連活動実行協議会（以下、「協議会」という）が実施する地域振興に資する取り組みとして、設楽ダムおよび設楽ダムを含めた周辺エリアを活用し、民間事業者の柔軟な発想とノウハウによる新たな利活用モデルの創出を図るものである。併せて、地域活性化・観光振興・関係人口の創出及び将来的な事業化の可能性の検証を目的として、社会実験を実施する事業者を募集する。

### 2. 社会実験の位置づけ

本社会実験は、将来的な事業化及び制度化を見据えた提案・実証型の取り組みとして実施するものであり、以下を主な目的とする。

- ・ダム及び周辺地域における新たな活用可能性の検証
- ・観光、交流、防災、環境、教育、デジタル等、多分野における実装可能性の検討
- ・地域住民、来訪者、企業等との新たな関係性づくり

なお、本社会実験は試行的な取り組みであり、成果や成功を保証するものではない。期待した効果が得られなかった場合であっても、その検証結果を次の利活用検討に活用する。

### 3. 対象範囲

本社会実験の対象範囲は、協議会が使用を認める設楽ダム及びその周辺地域（別紙1）とし、提案内容に応じて個別に協議する。

### 4. 募集する社会実験の内容（例）

以下は例であり、これらに限定するものではない。

#### （1）観光・交流

- ・ダム見学ツアー、インフラツーリズムなど

## (2) イベント・賑わい創出

- ・音楽イベント、マルシェ、スポーツ、eスポーツ、アート展示 など

## (3) 教育・防災

- ・防災教育プログラムなど

## (4) デジタル・DX

- ・AR/VR 観光、遠隔見学
- ・ドローン、IoT、データ活用実証、新技術の導入など

## 5. 応募資格

- ・民間企業
- ・NPO 法人、一般社団法人
- ・大学・研究機関
- ・任意団体（代表者・責任体制が明確なもの）

※単体応募・共同企業体（JV）いずれも可

## 6. 社会実験の実施条件（想定）

### (1) 実施期間

2026 年 4 月から 2035 年 3 月まで（予定）

### (2) 社会実験にかかる費用

社会実験の応募にあたり費用（社会実験への参加費）は徴収しない。ただし、光熱水費等の実費については応募者負担となる場合がある。また、長期的な占用が伴う社会実験は想定していないが、関係法令に基づく手続きにより費用が生じる可能性がある。

### (3) 安全管理体制

応募者は、以下を満たす安全管理体制を構築すること。

- ・実施責任者を1名以上配置し、連絡体制及び責任範囲を明確にすること。
- ・想定されるリスク（転倒、落水、工事車両等への接触、自然災害等）を整理した安全管理計画書を作成し提出すること。なお、安全管理計画書様式は、協議会に確認を行うこと。
- ・参加者等の動線管理、立入禁止区域の明示、必要に応じた誘導員等の配置を行うこと。
- ・荒天時や災害発生時の中止・延期・避難基準を事前に定めること。
- ・ドローン等を使用する場合は、関係法令を遵守し、資格者の管理下で実施すること。
- ・必要に応じ、消防署、警察、関係管理者等との事前協議を行うこと。

※設楽ダム工事事務所および関係機関は、安全管理に関する助言・調整を行うが、最終的な安全確保の責任は応募者が負うものとする。

#### (4) 保険加入

応募者は、以下の保険に必ず加入すること。

- ・施設賠償責任保険又はイベント賠償責任保険
- ・傷害保険（必要に応じて）
- ・ドローン等を使用する場合は、当該行為に対応した特約

※社会実験開始前に、保険加入証明書を提出すること。

#### (5) 事故・トラブル発生時の対応

- ・人命最優先とし、速やかに協議会事務局へ報告すること。
- ・軽微な事故であっても、事後報告書を提出すること。

### 7. 協議会の支援内容

協議会は、以下の範囲で支援を行う。

- ・実施場所の提供
- ・関係機関との調整支援
- ・広報支援（ホームページ、SNS等）
- ・河川法や道路法等に基づく手続支援
- ・実証結果の本格導入検討への活用

※企画立案、運営、費用負担、収益管理は、応募者の責任とする。

## 8. 応募方法

### (1) 提出書類

- ・応募申請書（様式1）
- ・事業提案書（任意様式/A4・10ページ以内）
- ・団体概要・会社案内 等
- ・実施体制図
- ・収支計画（概算）

### (2) 提出方法

- ・電子メール又は郵送による。

### (3) 提出期限

- ・随時受付

※事前相談は、実施の6か月前を目安に「12.問い合わせ先」へ連絡すること。

## 9. 選定方法・評価項目

協議会において、以下の評価項目に基づき協議・選定する。

評価項目	評価の視点
★公共性・公益性 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの住民・来訪者が利用・参加できる内容か</li> <li>・地域課題の解決に寄与するか</li> <li>・行政の取り組みと整合しているか</li> <li>・ダムの活用として適切か</li> </ul>
★実現可能性・安全性 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制が明確か</li> <li>・スケジュールは現実的か</li> <li>・安全対策が具体的に示されているか</li> <li>・天候・災害時の対応計画があるか</li> </ul>
★継続性・事業化可能性 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続性のある取り組みか</li> <li>・定例化・商品化・ツアー化する内容か</li> <li>・収益モデルが成立できるか</li> <li>・応募者が自立的に行う内容か</li> </ul>
★地域経済・雇用への波及性 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元事業者の参画があるか</li> <li>・地元産品・特産品の活用があるか</li> <li>・将来的に地域雇用を生むか</li> <li>・交流人口・関係人口の増加が見込めるか</li> <li>・経済波及効果が期待できるか</li> </ul>
・独自性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域にない独自性があるか</li> <li>・新しい視点・技術・発想があるか</li> <li>・話題性・PR効果が見込めるか</li> <li>・実証実験としての価値があるか</li> </ul>
★地域との連携体制 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業や住民との連携があるか</li> <li>・地域との連携内容が具体的か</li> <li>・地域への配慮（騒音・交通等）があるか</li> </ul>

## 10. スケジュール（予定）

公募開始：2026年4月1日～

質問受付：随時

提案書提出：随時

審査：随時

結果通知：申請後、3ヶ月以内を予定

## 11. 留意事項

- ・本公募は将来の事業権・優先権を保証するものではない。
- ・実証結果は原則公開する。
- ・実施に伴う損害・事故は応募者の責任とする。
- ・公序良俗に反する事業は認めない。
- ・常設を前提とする占用案件は、本公募の対象外とする。

## 12. 問い合わせ先

【窓口】設楽ダム関連活動実行協議会（事務局：設楽ダム工事事務所 調査課）

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2

TEL：0536-62-1292

Email：[cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp](mailto:cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp)

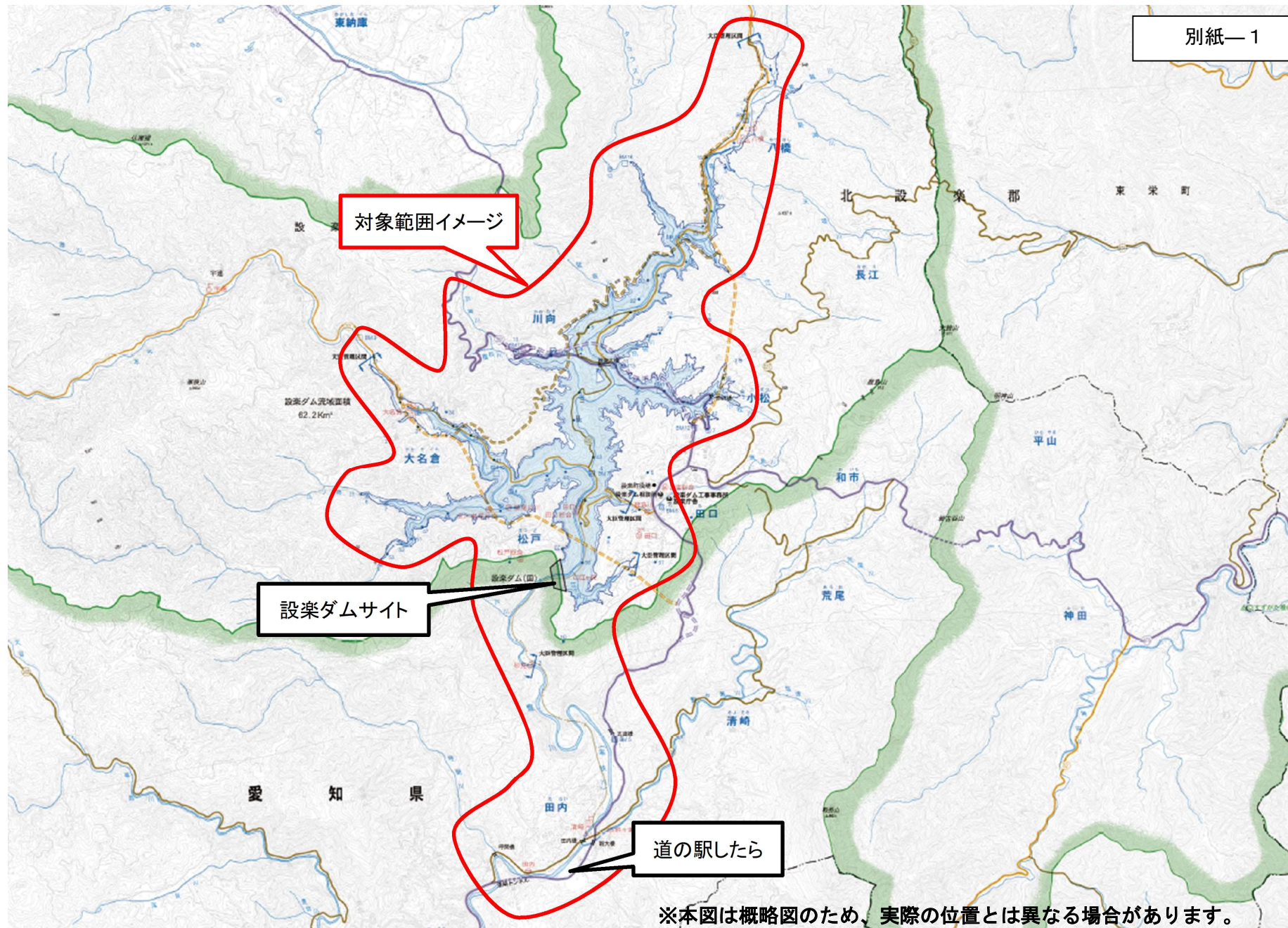


図 対象範囲

出典：国土地理院 地理院地図

# 設楽ダム利活用に関する社会実験 応募申請書

## 1. 応募者情報

項目	記載欄
団体名	
代表者氏名	
所在地	〒
連絡先	Tel : Mail :

## 2. 社会実験の概要

項目	記載欄
実施内容名	
実施予定場所	
実施期間	
実施内容 (取組概要)	

## 3. 実施内容・評価項目対応表

観点 ★：必須	記載欄 (以下、評価項目について簡潔に記載してください。)
★公共性・公益性	
★実現可能性・安全性	
★継続性・事業化可能性	
★地域経済・雇用への波及性	
独自性・新規性	
★地域との連携体制	

#### 4. 誓約

本申請書の記載内容に虚偽はありません。

また、社会実験の実施にあたっては、関係法令および協議会の指示を遵守します。

あわせて、応募者（団体および代表者、役員等）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者等）に該当せず、また、将来においても関係を有しないことを誓約します。

団体名：

代表者氏名：

印

# 設楽ダム関連活動実行協議会規約

---

## 第 1 条（名称）

本会は、「設楽ダム関連活動実行協議会」（以下「本協議会」という。）と称する。

## 第 2 条（目的）

本協議会は、設楽ダム建設期間中のみならず、ダム完成後の管理運営段階も見据えつつ、設楽ダム建設や地域資源等を活用・連携し、次に掲げる目的のもと、設楽町及び東三河地域の発展に寄与することを目的とする。

1. 設楽町における現在の生活を維持しつつ、将来へ継承される持続的なイベントを企画・実施すること。
2. 「アウトドアのまちしたら」として、“アウトドアカレッジ”の浸透及び定着を図ること。
3. ダム事業に関わる建設業者と地域との連携を強化し、事業を円滑に推進するための交流の場を創出すること。
4. ダム建設に伴い整備される供用前の橋やトンネル等の現場をイベント会場として活用し、通常では体験できない空間における「ワクワク感」を参加者に提供することで、建設業界に対する理解の促進を図ること。
5. 地域事業者によるイベント出展を通じて、地域食材や特産品の魅力を再発見し、地域内外への価値発信及び PR を行うこと。
6. 単年度の取り組みにとどめることなく、設楽町の将来を見据えた地域振興の目的を共有しつつ、継続的な取り組みとして実施すること。
7. 本協議会が実施するイベントを通じて、多様な主体の関わりを創出し、その波及効果を広域的な地域振興へとつなげること。

## 第 3 条（活動内容）

本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. 地域と企業等の交流を図るイベントの企画及び実施
2. 本協議会等が主催・関与するイベントに関する広報活動
3. その他、本協議会の目的達成に必要な活動

## 第4条（構成）

本協議会は、次に掲げる団体により構成する。

1. 国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所
2. 愛知県 豊川水系対策本部事務局
3. 設楽町
4. 設楽町商工会
5. 一般社団法人 設楽町観光協会

本協議会の目的に賛同し、活動への参加を希望する団体については、構成団体の合意又は事務局の了承をもって、構成団体として追加することができる。

## 第5条（事務局）

本協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所調査課に置く。  
事務局は、次に掲げる事務を行う。

- 本協議会の会議運営及び連絡調整
- 協議会事業の計画及び実施に関する調整
- 情報発信及び関係機関との連絡窓口業務
- その他、本協議会の運営に必要な事務

### 【連絡先】

国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 調査課

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2

TEL : 0536-62-1292

Email : cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp

## 第6条（会議）

1. 本協議会の会議は、毎年度4月に開催するほか、必要に応じて事務局が招集する。
2. 会議では、情報共有、イベント等の企画・内容等、その他必要な事項を協議する。

## **第7条（分科会）**

1. 多様な主体の関りを創出するため、本協議会に分科会を設置することができる。
2. 分科会は、構成員を中心として実施するイベント等に必要なメンバーを募り、編成することができる。
3. 分科会の活動報告は、適宜本協議会へ報告するものとする。

## **第8条（規約の変更）**

本協議会の名称、目的、活動内容、構成については、ダム建設期間終了後の管理運営段階への移行状況や活動内容の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## **第9条（附則）**

本規約は、令和8年3月16日から施行する。